

面会交流

Q & A

Q 離婚(別居)をすることになりました。子どもにはどのように説明すればよいのでしょうか？

A 子どもは、その年齢なりに家族の状況を理解しているものです。落ち着いた状況で、離婚(別居)をするのはお子さんのせいではないこと、離婚(別居)したとしてもどちらも親であることに変わりなく、今後も協力し合っていくことをお子さんにも分かりやすく伝え、安心させてあげましょう。

Q 子どもが「会いたくない」というときは会わせなくていいのですか？

A 子どもが「会いたくない」というときは、その理由をよく聞いてみましょう。子どもの気持ちをどのように受けとめるのがよいかは、子の年齢によって異なりますが、子どもが面会交流に気が乗らなかつたり、負担に感じたりしているような場合には、それまでのお互いの面会交流に対する態度を振り返ってみましょう。また、子どもが話した理由を口実にして、面会交流を一時的にやめてしまうことは、新たな争いを生むだけでなく、子どもを親同士の争いの間に置き、とても苦しい気持ちにさせてしまいますので、親同士で冷静に話し合しましょう。

Q 父母だけでは面会交流の方法について合意できない場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A 信頼できる第三者を介して話し合ってみてはいかがでしょうか。また、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てて、家庭裁判所の調停手続の中で話し合うこともできます。

Q 離婚(別居)前に家庭内で暴力があった場合でも面会交流をしなければならないのですか？

A 過去の家庭内での暴力がどのようなものであったか、面会交流の場面で子どもへの暴力の危険があるかどうか等の事情によって、面会交流を控えるべき場合もありますし、実施する場合にもどのような方法によるのがよいか異なります。このような事情がある場合に、当事者間で話し合えないときは、家庭裁判所の調停手続を利用するなどして、双方が納得の上で問題が解決できるよう助言やあっせんを得るのがよいでしょう。なお、調停手続を利用した場合、合意ができないときは、審判で決定されることになります。

問い合わせ先

法的な問題全般についてのお問い合わせは

日本司法支援センター(愛称:法テラス)

ナビダイヤル 0570-078374

<http://www.houterasu.or.jp/>

申立てを行うための手続、必要書類、費用等については

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

●ファクシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス ナビダイヤル 0570-031840

▶音声案内に従って次のコード番号をプッシュしてください。

面会交流(案内)5514/(申立書・記入例)7514

<http://www.moj.go.jp>

法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111

面会交流 1

～子どもたちのすこやかな成長をねがって～

これから面会交流の話し合いをされる方へ

夫婦が離婚などにより離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つことを「面会交流」といいます。



法務省





面会交流

どうして大切なの？

夫婦が離婚(別居)を決意するまでには、大変な道のりがあると思います。それを乗り越え、新しい生活を築いていくことは、決してたやすいことではありませんし、冷静に話し合うことができない場合もあるかもしれません。

しかし、夫婦が離婚(別居)しても、子どもにとっては、お父さんであり、お母さんであることに変わりはありません。夫婦の別れを親子の別れにせず、子どもが父母のどちらともかかわることのできる環境を作るため、離れて暮らすことになった後の親と子のかかわり方について、夫婦でよく話し合い、協力していく必要があります。

両親の離婚(別居)に子どもたちは……

子どもは、大人が考えている以上に、まわりに起こったできごとについて敏感で、これを自分に結びつけて考えるものです。両親の離婚(別居)に直面した子どもたちは、どんなことを思っているのでしょうか……

- 私が悪い子だから、家族が離ればなれになるのかなあ
- だれと相談したらいいんだろう
- お父さん(お母さん)が僕のことを嫌いになったから、お父さん(お母さん)と一緒に暮らせなくなったのかなあ
- これから私はどんなふうに生活することになるのかなあ
- どうしてお父さんとお母さんは怒っているのだろう 私が悪いのかなあ
- お父さんもお母さんも私のことを大切に思ってくれているのかなあ

父母の離婚(別居)にかかわらず、子どもが父母のどちらともかかわることのできる環境を作るために父母ができることのひとつが、「面会交流」です。

面会交流は、父母それぞれの立場から、子どもに、「あなたが悪いんじゃないよ。」「離れて暮らしているけれど、どちらの親もあなたのことが好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。面会交流に決まった方法はなく、面会、宿泊、学校行事への参加、電話や手紙等での交流など、そのときどきの状況により最も適した方法を選択して行います。



なぜ、面会交流が子どものために大切なの？

両親の離婚や別居は、子どもにとってもまた、とても大きなできごとです。親としては、子どもがこのできごとを乗り越えてすこやかに成長していけるようにしてあげたいものです。離婚や別居後も面会交流を円滑に行っていくことは、両親の離婚や別居を経験した子どもにとって、とてもいい影響を与えます。

例えば……

- 子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛され、大切にされていることを実感し、安心感や自信を得ることができます。この安心感や自信は、子どもが生きていく上で大きな力となりますし、父母の離婚(別居)という現実を受け入れる支えにもなります。
- 子どもにとって、父母は、男性や女性としての身近なモデルです。それぞれの良いところも悪いところも含めて親の姿を直接に見つめ、それらを感じ取り、自分自身の物差しとして取り込みながら、一人の人間として成長していきます。
- 子どもにとって、親がどんな人かを知ることはとても大切なことです。実の親がどんな人か分からないと自分の足もとがしっかりと固まらないような不安定さを感じます。子どもにとって自分自身のルーツである「実の親を知る」ことは、子どもが成長していく上で大きな意味があります。
- 子どもは、基本的に親のことが大切で、親に対して、よい人であってほしいとの素朴な願いを持っています。子どもが離れて暮らす親の好ましい一面に触れる機会を作ってあげることで、子どもは、離れて暮らす親に対して少しでもよい印象を持って生きていくことができます。

子どものための面会交流の実施に向けて

面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の実施については、子の利益を最も優先して考慮しなければなりません(※平成23年の一部改正後の民法第766条第1項参照)。

面会交流を円滑に行い、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと暖かく、信頼できる親子関係を築いていくためには、

父母それぞれの理解と協力が必要です。

夫婦としては離婚(別居)することになったとしても、子どもにとっては、どちらも、かけがえのないお父さんでありお母さんであることに変わりはありませんから、夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、親として子どものために協力していく必要があります。

※平成23年の一部改正後の民法(明治29年法律第89号)第766条第1項(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2～4(略)



子どもの父、母として

面会交流は、子どものすこやかな成長のために行うものですので、子どもを親同士の争いの間に置いて子どもを苦しい気持ちにさせてしまうことがないように、子どもの目線に立って、お互い協力し合うことが必要です。

例えば……

- 子どもにとってのお父さん、お母さんとして協力し合い、子どもが安心して親子の交流の時間を心から楽しんで過ごせる環境を作りましょう。
- 子どもがそれぞれの親と良い関係を持てるように、お互いが子どものために暖かい気持ちで支え合いましょう。
- 面会交流でお父さんやお母さんどのように過ごしたらいいのか、子ども自身も理解できるように、子どもにきちんと説明しましょう。また、子どもがどのように過ごしたいのか、子どもの気持ちもきちんと聞きましょう。

家庭ごとに状況はさまざまですので、父母でよく話し合い、その家庭の状況に合った面会交流の方法を決め、それを続けていくことが大切です。もっとも、時間の経過とともに、子どもは成長し、養育環境も変化しますので、状況に応じて方法を柔軟に変えていくこともまた必要です。

